

〔科目名〕 憲法概論	〔単位数〕 2 単位	〔科目区分〕
〔担当者〕 小林 直樹	〔オフィス・アワー〕 時間: 場所:	〔授業の方法〕 講義
〔科目の概要〕 <p>「憲法」という言葉を見聞きすると、政治家や政治に関心のある人の主義・主張を連想する人は少なくありません。しかし、実際には憲法は私たちにとって非常に身近なものといえます。つまり、私たちの生き方や国のあり方を左右し、現在および将来の人々の基本的人権、例えば、プライバシー権、性差別等を禁ずる平等権、思想・良心の自由や表現の自由等の自由権、生存権や教育を受ける権利等の社会権、主権者としての参政権の保障にかかわる法とも言えます。そのため、私たちは——専門家にならないにしても——自分らの権利や自由を確かなものとするために、教養としての憲法の知識を身につける必要があります。</p> <p>そこで、本講義は、憲法が定める”基本的人権は何か? ”、それらを支える”基本原理とは何か? ”を考え、併せて、人権を保障するための手段としての統治機構、すなわち国会(立法)・内閣(行政)・裁判所(司法)といった各機関の概念のほか、各機関の相互の関係(抑制と均衡)、地方自治について学びます。また、憲法の抽象的な説明にとどめず、新聞記事やニュースで取り上げられた時事問題などの具体的事例をとりあげ、憲法が受講生にとって身近な法であると感じられるよう、展開しようと考えています。</p> <p>本講義では、中学・高校の公民や現代社会などで学んだ知識を基盤としつつ、日本国憲法およびそれに関連する法(法律や条例、国際法)について、具体的な時事問題を通じて憲法の「考え方」を身につけることを目的とします。</p> <p>なお、進捗状況によっては、授業スケジュールおよびその内容について若干の変更もありえます。</p>		
〔授業科目群・他の科目との関連付け〕・〔なぜ、学ぶ必要があるか・学んだことが、何に結びつくか〕 <p>本講義の目標は、まずもって教養としての憲法の「考え方」を修得することです。しかし、憲法は、時代や国・地域によって異なり、その「考え方」も異なります。また、社会現象(自然環境の維持や動物の福祉、人の生命や人生設計等のライフスタイルのあり方、生命倫理、情報化社会における個人情報保護、AI の進化、企業と人権問題、難民問題等)から影響を受けてダイナミックに変化もします。受講生各自が多様化する現代社会を意識し、興味関心のある分野(自然科学・人文科学)を学ぶことで、憲法の「考え方」のバリエーションを増やしてほしいと思います。それにより、憲法の「考え方」をいっそう深化させ、複眼的見方を得て、憲法の「考え方」を実践できるようになると考えます。</p>		
〔科目の到達目標(最終目標・中間目標)〕 <p>まず憲法の「考え方」を理解するために、憲法に関する基本的な用語を理解することを中間目標として設定しています。以下の点を最終目標として修得してほしいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 憲法の基本的な用語を理解し、説明できるようになる。 (2) 憲法の「考え方」(学説や裁判例)を理解する。 (3) 憲法の「考え方」を理解したうえで、その内容を説明できるようになる。 (4) (1)～(3)をもとに、社会における憲法にかかわる問題について自分の考えを説明できるようになる。 		
〔学生の「授業評価」に基づくコメント・改善・工夫〕		
〔教科書〕 とくに指定しません。 必要に応じて、参考となる書籍を紹介します。		
〔指定図書〕 芦部信喜『憲法(第8版)』(岩波書店、2023)、小林直三ほか『判例で学ぶ憲法』(法律文化社、2022)		
〔参考書〕 渡辺康行ほか『憲法 I [第2版] 基本権』(日本評論社、2023)、同『憲法 II 総論・統治』(日本評論社、2020)、長谷部恭男『憲法(第8版)』(新世社、2022)、松井茂記『日本国憲法(第4版)』(有斐閣、2022)、辻村みよ子『憲法(第7版)』(日本評論社、2021)、加藤一彦ほか『フォーカス憲法 事例から学ぶ憲法基盤』(北樹出版、2020)など。		
〔前提科目〕		

〔学修の課題、評価の方法〕(テスト、レポート等)

前記「科目の到達目標」で記したとおり、用語の理解にとどまらず、多様な「考え方」を理解し、自分の言葉で説明することが本講義の目指すところです。

なお、講義に出席しただけでは、学んだことが知識として定着することは困難と考えます。1回の講義につき予習・復習を行い、全15回の講義で十分に予習・復習が実行されていることも評価していきたいと考えます。すなわち、講義中に、前回学んだ内容についての確認の質問や、予習が実行されているか確認の質問を行い、受け身の受講ではなく、投げかけられた質問に対する応答、積極的な受講姿勢についても評価したいと考えます。

〔評価の基準及びスケール〕

原則、定期試験100%により評価を行います。

試験の評価基準については、科目の到達目標の達成度を測ることになります。

なお、講義への積極的な参加をも評価します。習熟度を確認するため、受講生に、時折、質問を投げかけます。それに対する応答等の発言者に対しては加点を行う予定です(正解・不正解は問いません)。

〔教員としてこの授業に取り組む姿勢と学生への要望〕

本講義で学ぶ内容は、社会の出来事、つまり社会現象と無関係ではない憲法に関する事柄です。日頃から、報道番組や新聞記事に目を通し、実社会で何が起きて何が問題となっているのか、ということに関心を持ってほしいと思います。社会を知る、関心を持つことが、教養としての憲法を学ぶことにつながるからです。

また、前記「評価の方法」と「評価の基準」において触れたように、講義中、受講生に、時折、質問を投げかけます(正解・不正解は問いません)。自分の考え方を正確に伝えるという意識をもって発言や応答を試みてほしいと思います。さらには、本講義を卒業後に求められるコミュニケーション能力の涵養の場として活用してほしいとも思います。コミュニケーション能力の重要な一つの点は、自分の言葉で自分の考えを正確に発することです。受講に際して受け身になるのではなく、教員とのコミュニケーションや他の受講生とのコミュニケーションを積極的におこない、講義が自己の成長発達の間となることを意識して受講してほしいと願っています。

〔実務経歴〕

該当なし

授業スケジュール

第1回	テーマ(何を学ぶか): イントロダクション——憲法とは何か—— 内 容: 本講義の進め方や方針について説明したのち、法とは何か、また憲法とそのほかの法律とはどう違うのか、ということについて入門的な説明をします。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第2回	テーマ(何を学ぶか): 国民主権と象徴天皇制 内 容: 日本国憲法の基本原則の一つである国民主権について、象徴天皇制(「天皇制」の歴史を含めて)を通じて学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第3回	テーマ(何を学ぶか): 幸福追求権: プライバシー権について考える① 内 容: 憲法 13 条が保障する「幸福追求権」とは何かについて考え、その際、プライバシー権(個人情報の保護)を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第4回	テーマ(何を学ぶか): プライバシー権について考える② 内 容: 第3回の講義内容を踏まえ、プライバシー権のうち、自己決定権、とりわけ、安楽死と尊厳死について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第5回	テーマ(何を学ぶか): 平等権 内 容: 憲法 14 条が保障する「平等」について考えます。その際、憲法 14 条 1 項が列挙する禁止事項のほか、近時問題となる差別問題(LGBT など)について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第6回	テーマ(何を学ぶか): 信教の自由 内 容: 憲法 20 条が保障する「信教の自由」ほか、政教分離について考えます。信教の自由については、信仰の自由の保障が絶対的なのか否かを学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。

第7回	<p>テーマ(何を学ぶか):表現の自由——ヘイト・スピーチ問題——</p> <p>内 容:憲法 21 条が保障する「表現の自由」について、近時問題となっている差別的表現(ヘイト・スピーチ)について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第8回	<p>テーマ(何を学ぶか):経済的自由——職業選択の自由——</p> <p>内 容:事業を行うさいに「資格」や「許可」が必要となるのかを、近時問題となる営業にかかわる具体的な事例を通じて学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第9回	<p>テーマ(何を学ぶか):生存権</p> <p>内 容:憲法 25 条が保障する「生存権」について、近時問題となっている格差社会や、生活保護申請に対する水際対策等、人の生存にかかわる具体的な事例を学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第10回	<p>テーマ(何を学ぶか):教育権</p> <p>内 容:憲法 26 条が保障する「教育権」について、義務教育の内容と意義、教育格差について触れつつ、具体的な事例を学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第11回	<p>テーマ(何を学ぶか):刑事手続・人身の自由</p> <p>内 容:憲法 36 条が定める「残虐な刑罰」の禁止は、死刑制度を否定するものか否かを学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第12回	<p>テーマ(何を学ぶか):国会</p> <p>内 容:憲法の基本原理である「権力分立」について理解を深めつつ、国民主権や国民代表制について学んだうえで、たとえば代表者である国会議員のリコール制度の可能性について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第13回	<p>テーマ(何を学ぶか):内閣</p> <p>内 容:議院内閣制と大統領制を比較しつつ、日本における議院内閣制について学び、たとえば、国民が直接内閣総理大臣を選出する「首相公選制」の可能性について学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第14回	<p>テーマ(何を学ぶか):裁判所</p> <p>内 容:裁判員制度を通じて、日本の司法を学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
第15回	<p>テーマ(何を学ぶか):地方自治</p> <p>内 容:憲法第 8 章(92 条から 95 条)に定める「地方自治」について、その歴史的な成り立ちや日本における自治制度を学びます。</p> <p>教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。</p>
試験	<p>筆記試験を実施します。講義中に扱った範囲から出題します。</p>